

報告事項2 中間市運賃協議会の協議結果について

道路運送法第9条第4項及び第5項の規定に基づき、運賃等に関する協議を行うため、中間市運賃協議会を設置し、協議を実施しました。

中間市運賃協議会の開催に先立ち、AI オンデマンドバスの運賃案については、広く市民の皆様からの意見を募集するため、中間市ホームページ上にて意見募集を行いましたが、期間内に意見はありませんでした。

意見募集の結果を踏まえ、令和8年6月24日に中間市運賃協議会を開催し、AI オンデマンドバスの運行を予定している運行事業者ごとに協議を行いました。

採決結果につきましては、賛成多数により、下記内容にて協議が調いましたのでご報告します。

記

1. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人（中学生以上）	300 円
小学生・障がい者・介護者	100 円
未就学児	無料

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

中間市内

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年10月1日から適用